

ナイジェリア会社設立ガイドブック

(2021年12月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ラゴス事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ラゴス事務所が現地法律事務所 Dentons ACAS-Law に作成委託し、2021年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびDentons ACAS-Lawは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびDentons ACAS-Lawに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ラゴス事務所
E-mail：NLA@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 駐在員を設置するための事業所について	1
2. 法人設立手続き	1
3. 外国投資の承認	5
4. 課税および法定抛出	9
5. 雇用／移民承認	13
6. 商標登録	14
7. 石油部門の承認	14
8. 商標登録	15

ナイジェリア会社設立ガイドブック

1. 駐在員を設置するための事業所について

- 1.1 外国会社は、ナイジェリアにおいて個別主体として事前登記しない限り、ナイジェリアで事業を営むこと、または登記済み会社の権限を行使することが禁止される。
- 1.2 具体的には、会社および関連事項に関する法律¹（Companies and Allied Matters Act : 以下、「CAMA」）の第78条(1)において下記のように定められている。

「本法の第80～83条を前提として、本法の制定前または施行後にナイジェリア国外で設立され、ナイジェリア国内で事業を行おうとするすべての外国企業は、当該目的においてナイジェリアにおいて個別主体として法人格を取得するための必要なすべての手続を経なければならず、法人化されない限り、ナイジェリアで事業の遂行や、登記済み企業としての権限を行使してはならない。また、本法に基づく法人化準備のための通知およびその他文書の受領のための目的でない限りは、ナイジェリア国内に事業所または住所を有してはならない。」

第80～83条は、登記の免除について規定している。ナイジェリア連邦政府またはその関連機関または州政府により、特定の契約の締結のために明白に招致された会社もしくは政府との契約に基づく何らかの専門プロジェクトに従事する技術コンサルタントもしくは技術専門業者が該当する。

2. 法人設立手続き

CAMA は、ナイジェリア国内のすべての会社を管理する主要法令であり、ナイジェリアにおける会社の法人化、規制および清算に関する法的枠組について定めている。

ナイジェリアの会社登記機関である商事委員会（Corporate Affairs Commission : 以下、「CAC」）は、ナイジェリアにおける会社登記および規制に責任を負っている。CAC はアブジャに本部を有している。

会社法人化の事前準備には、CAC における新設会社の名称案の利用可能性の検索が含まれる。名称案が登記可能な場合、当初 60 日間、その後さらに 30 日間隔で、当該名称を確保するための申請を行うことができる。名称案が使用不可能な場合には、CAC の承認を得るため代替名称を提供する。

名称案が、ナイジェリア国内の既存の会社名と酷似している場合には、名称の確保申請が却下されることがある。さらに、名称案の中ナイジェリアの登記済企業名が含まれる場合、名称案の登記のため当該既存会社の同意書を求めることもある。

新設会社設立のため、下記第 2.1 項の書類を CAC に提出する。

¹ 2020 年

2.1 CACへの提出が求められる書類および情報

- a. 名称の確保時に、CAC 登記企業ポータル（以下、「CRP」）において、新設会社の株主、資本金、株式保有比率、取締役リスト、会社秘書、実質的支配者（PSC）、事業目標、事業所予定地住所を含む必須情報を記載の、事前登記フォームを登録する。
- b. CRP に下記書類をアップロードする。
 - i. 新設会社の取締役、株主および秘書役の写真入り身分証明書（パスポートのデータページ、自動車免許証または国民識別カード）。秘書役が企業体の場合、その設立証書の写しが身分証明書として使用される。また、株主として記載した者がナイジェリア国外で登記された法人の場合、その登記証書の写しを提出しなければならない。
 - ii. すべての取締役および会社秘書役の（電子）署名見本。
 - iii. 新設会社の株式資本の株主として企業体が記載されている場合、当該企業体の参加を許可し同企業体から会議への出席や署名を行う代表者となる個人を任命する取締役会の決議書が必要である。本決議書は英語によらなければならない。
 - iv. 企業体が申請者であり、新設会社の取締役会役員を同申請企業から任命する場合、当該役員任命を許可する同社の取締役会の決議書が必要である。本決議書も英語によらなければならない。
 - v. ナイジェリアの住所を使用している取締役の場合、外国人居住許可証。外国の住所を使用する外国人は求められない。
 - vi. 登記手数料および印紙税の支払証明書。
- c. CAC に支払うべき登記手数料およびナイジェリアの連邦税務当局である連邦歳入庁（以下、「FIRS」）に支払うべき印紙税の支払いは、CRP において履行する。

CACによる承認後、新設会社の基本定款および付属定款（Memorandum and Articles of Association）の抄本および設立証書のソフトコピーとともに、新設会社の登記情報の抄本（現状報告書 (Status Report)）として認識されている）が発行される。

CACへ提出する書類のフォームについては、別添のガイドライン（company regulations 2021）を参照されたい。

2.2 株式資本

CAMAの下では、非公開有限責任会社の最低株式資本額はN100,000（10万ナイラ）、公開有限責任会社の最低株式資本額はN10,000,000（1,000万ナイラ）と規定されている。外国人株主を有する会社が必要な外国投資の承認を得るには、N10,000,000（1,000万ナイラ）の最低株式資本を有する必要がある。ただし、名目株式資本（例えばN1,000,000（100万ナイラ））で会社を法人化し、その後外国投資の承認を得るために必要とされる最低金額であるN10,000,000（1,000万ナイラ）まで株式資本を増額することも可能である。新設会社はその設立時に、株式の25%を払い込む必要があることにも留意すべきである。

2.3 追加資本投資要件

外国資本が参加する会社は、追加資本要件の対象となり、外国投資承認可否の検討を受けるため、普通株式、貸付金または機械の輸入等（資本輸入投資）が要求される実質的な金額に達している証拠を提示する必要がある。

資本投資は、法人化前に実施すること、または会社の株式資本への株式投資のみにより実行されることを求められている訳ではない。資本の要件は、(i) ナイジェリア新設会社に対する事業用資産の配置、(ii) 資本的支出、(iii) 賃料の支払い、(iv) 現地での資産の購入／リース等（上記は例示列挙であり、他項目もあり得る）により証明できる。資本要件は、認可取引業者から取得した資本導入の電子証明書（「electronic certificate of capital importation: 以下、eCCI」）により証明しなければならない。

通常、法律事務所等の手続代行事務所が、上記の必要情報を記入するための質問用紙を新設会社の創立者に提供し、当該人から提出された情報をCRPにアップロードする。オンライン法人化手続きの一環として、提出書類に対して、CACと連携しているFIRSから印紙税が課される。

2.4 電子CCI (eCCI)

eCCI は、ナイジェリア国内への投資のために取得されると、外国人投資家に生じた下記の投資収益に関し、認可取引業者を介した通貨の両替と本国送金を保証する。

- i. 投資から生じた配当や利益（税を含まない）
- ii. 外国から融資された場合には、そのローン支払い
- iii. 事業の売却または清算、もしくは投資に起因する利息の送金（すべての税を含まない）その他の債務²

よって、eCCI は、ナイジェリアの会社への外資導入の証拠となり、公式外国為替市場へのアクセスを保証する。eCCI を取得しない場合においても、投資家はその投資収益（配当、資本所得、ダイベストメントによる収入など）を本国に送金することは妨げられないが、投資収益がナイラで生じた場合、投資家は本国への送金を目的に公式外国為替市場にアクセスする権限を有しない。この場合、当該投資家は、収益の両替に必要な外貨を、公式ルートを通して取得できない。代替ルートによる資金調達のための為替レートは、ナイジェリア中央銀行（CBN）の承認為替レートよりも高い。

2.5 印紙税およびCAC登録料の支払い

- i. **印紙税**：印紙税は、株式資本に対し、価格に応じて課され（予定株式の0.75%）、FIRSに支払われる。N10,000,000（1,000万ナイラ）の株式資本に対する印紙税は、N75,000（7万5,000ナイラ）である。

² 2004年外国為替（監視およびその他の規定）法（Foreign Exchange (Monitoring and Miscellaneous Provisions) Act Cap F34 LFN 2004）の第15条(4)

- ii. **CAC 登録料** - 登録料は、当初会社株式資本 N1,000,000（100 万ナイラ）に対し N10,000（1 万ナイラ）、その後 N1,000,000（またはその一部）ごとに N5,000（5,000 ナイラ）の率で CAC に支払う。

2.6 構成員

CAMA³ はすべての企業に対し、少なくとも1名の株主を有することを求めている。新設会社を代表して基本定款および付属定款に署名した者が、各法人株主を代表しなければならない。法人株主の代表者は、法人株主を代表して署名する権限を適切に付与されていなければならない。当該権限の付与は、委任状により、または単に当該代表者の署名の横に法人株主の印を押すことにより履行できる。法人株主は2名以上の代表者を指名できるが、法人株主を代理して署名されるすべての株主決議書は、詳細情報が事前にCACに提出されている被指名代表者により署名されなければならない。

先住民／ナイジェリア人の株式保有に関する産業特別要件を例外として、ナイジェリアの法律は、ナイジェリアで登記された会社の資本構成（所有者）を外国人のみ（100%）とすることを許可している。

2.7 取締役

CAMAは、小規模企業⁴に関して、会社の取締役を1名のみとすることを許可している⁵。ただし、会社に外国資本が参加している場合、当該会社は最低2名の取締役を有しなければならない。当該取締役の住所および国籍情報を報告しなければならない。本規定に基づき、新設会社が1名の株主で構成される場合においても、株主が外国会社であることを理由に2名の取締役を有することが求められる。

会社の定款に株式資格要件が定められていないことを前提として、取締役は会社の株主であることを求められない。ナイジェリアでは、取締役が外国人のみ（100%）で構成されることが一般的に許可されている。ただし、実務的観点では、銀行口座の開設、事業許可の申請および移民面接等の一定の手続きにおいて、ナイジェリアの居住者である取締役の存在が求められる場合がある。

³ 第 18 条(2)

⁴ 2020 年 CAMA 第 394 条はさらに、会社が小規模企業として認められるには下記の条件を満たさなければならないと定めている。：(a) 非公開企業である。(b) その総売上高が N120,000,000 以下または CAC により設定されている金額以下である。(c) その正味資産価値が N60,000,000 以下または CAC により設定されている金額以下である。(d) その全構成員が外国人ではない。(e) その全構成員が政府、国有企業または政府代理機関ではない。ならびに (f) 株式資本を有する会社の場合、取締役間でその持分株式資本の少なくとも 51%を保有している。

⁵ 2020 年 CAMA 第 271 条には、小規模企業が最低 2 名の取締役を有する必要がなくなったことが定められており、現在は 1 名の取締役を有すればよい。

2.8 法人設立に要する時間

昨今、ナイジェリア連邦政府は、CRPを介してナイジェリアでの会社法人化を最大48時間で可能とするべく、より円滑な設立手続きの促進に乗り出している。しかし、実務的な視点から考えるに、会社法人設立手続きの完了には、予測不能の遅延が生じた場合を除き、登録書類がCRPにアップロードされてから21営業日を要すると考えられる。

2.9 会社秘書役の指名

CAMAは、小規模企業を除くすべての会社に会社秘書役を有することを求めている⁶。

3. 外国投資の承認

新設会社が外国株主を有する場合、ナイジェリア投資促進協議会（「Nigerian Investment Promotion Commission: NIPC」）および内務省から下記の投資の承認を得ることが求められる。

3.1 NIPC への登録

外国株式の保有を伴う新設会社は、法人化後、1995年NIPC法第20条に従い外国投資の承認に責任を負う規制機関であるナイジェリア投資促進協議会（以下、「NIPC」）に登録することが求められる。本登録の申請には、下記書類の添付を必要とする。

- a. 下記事項の提案に関する情報を含む、新設会社に関する一定の情報を記入したNIPC申請フォーム1
 - i. 新設会社のナイジェリアでの事業地
 - ii. 事業開始日
 - iii. 従業員数
 - iv. 投資価格
- b. 新設会社の設立証書および法人化に関するその他書類の写し
- c. 新設会社の法定代理人に代理申請を許可する委任状
- d. 申請者の設立証書の写し

NIPCへの登録完了に要する推定期間は、不測の事態が生じた場合を除き、完全な申請書がNIPCに提出された日から3～5週間である。

3.2 事業許可

外国人株主がナイジェリアの登記済み会社の株式の一部またはすべてを保有するためには、事業許可を得る必要がある。本許可は、最低株式資本が N10,000,000（1,000 万ナイラ）の会社のみを与えられる。事業許可の取得要件は以下のとおり。

⁶ 第 330 条

当該会社の株式資本が少なくとも N10,000,000（1,000 万ナイラ）であること。

外資が当該ナイジェリアの会社に輸入されており、その旨が eCCI により証明されていること。上述のとおり、本要件は下記のいずれかにより証明できる。

- (i) 株式資本の投資
 - (ii) 上記価格に達するナイジェリアの会社に対する事業用資産の配置
 - (iii) 資本的支出
 - (iv) 賃料の支払い
 - (v) 現地での資産の購入／リース等
- i. 正式に記入され署名された事業許可申請書（Business Permit Form） T/1
 - ii. 提案する会社の税務清算証書（tax clearance certificate）の写し（下記 4 項に税務登録について要約している）
 - iii. 連邦歳入局（FIRS）が発効する、付加価値税（VAT）登録を確認する書簡の写し
 - iv. 申請会社の基本定款および付属定款の写し
 - v. 申請会社の状況報告書の抄本
 - vi. 申請する会社の設立証書の写し
 - vii. 申請する会社の実現可能性報告書（Feasibility Report）の写し
 - viii. 申請する会社の事業所取得の証拠としてのリース契約書の写し
 - ix. 株式資本の輸入を証明する eCCI

手続所要推定時間：手続きの所要推定時間は、予測不能の遅延が生じた場合を除き、連邦内務省（「Federal Ministry of Interior: 以下、FMoI」）に完全な申請書が提出された時点から 3～4 週間である。

3.3 外国人割当（Expatriate Quota）の職位

新設会社における外国人の雇用を希望する場合、必要数の外国人社員に対する外国人割当承認（Expatriate Quota）の取得が求められる。通常、外国人割当は、管理職および技術職に関して承認される。外国人割当制度に基づくナイジェリアにおける外国人従業員の雇用は、技術移転を確保するためのツールとして利用されている。よって、割当の申請は、ナイジェリア人従業員への詳細な研修プログラムおよび経営継承スケジュールを遂行することが一般的に求められる。

新設会社によって雇用される外国人 1 名につき、2 名のナイジェリア人が、将来的に職務を代替できるように教育されることが求められている。

外国人割当承認については、申請企業が外国人の配置を望む職位に関して、連邦内務省に申請する。外国人割当承認の取得に要する期間は、通常、完全な申請書が FMoI に提出された日から 2～3 カ月である。

さらに当該申請にあたっては、代表取締役 (Managing Director) の職位を除き、一般的に、外国人割当の申請が求められる職位に対して、配置できる有資格職員がナイジェリアに存在しないケースであるか、または当該職員が存在するものの必要な時期に十分な人数を確保できないケースであるかが考慮される。

3.4 国立技術取得促進局 (National Office for Technology Acquisition and Promotion : 以下、「NOTAP」) の承認

外国企業と新設会社との間において技術の移転に関する契約 (管理または技術サービス契約、商標/ライセンス供与契約等) の締結が予定される場合、当該契約を NOTAP に登録することが求められる。

NOTAP は、ナイジェリアへの外国技術の移転を継続的に監視することを主たる目的としている。NOTAP 法第 4 条(d)は、ナイジェリアで効力を有する契約または協定ならびにナイジェリア人当事者への外国技術の移転のため締結された契約や協定が、全体を通してまたは部分的であっても、下記のいずれかの目的に関連すると NOTAP が判断した場合には、当該契約および協定を登録しなければならないことを定めている。

- i. 商標の使用
- ii. 特許取得済み発明の使用権
- iii. 計画、図面、取扱説明書の作成、または種類の如何を問わずその他、何らかの形式の支援による技術的専門知識の提供
- iv. 基本設計または詳細設計の提供
- v. 機械および工場の提供
- vi. 運営従業員の提供または職員の管理支援および研修の提供
- vii. NOTAP 法に従い登録された何らかの契約または協定の締結に関する継続的な監視

上記の契約/協定のリストに加えて、2018 年 4 月改訂ナイジェリアにおける技術移転契約の登録および監視に関するガイドライン (Revised Guidelines for Registration and Monitoring of Technology Transfer Agreements in Nigeria : 「改訂技術移転ガイドライン」) は、登録のために NOTAP に提出できる契約の種類について定めている。かかる契約の種類を下記に示す。

- i. 製造のみを目的とする商標ライセンス (製品の販売またはサービスの提供目的を除く)
- ii. 技術ノウハウ
- iii. 経営指導
- iv. 技術指導
- v. コンサルタント
- vi. ソフトウェアライセンス

- vii. フランチャイズ
- viii. 研究開発
- ix. 商標ライセンスおよび技術ノウハウ契約
- x. ホテルマネージメント契約
- xi. コンサルタントおよび技術ノウハウ
 - xii. 付加価値サービス
 - xiii. 共有サービス

NOTAPに登録しない場合の影響： 契約をNOTAPに登録しない場合においても、契約当事者間において当該契約は無効化または実施不能化されない。ただし、NOTAPにより承認された契約または協定の写しとともにNOTAP法に基づき発行された登録証書が関係当事者により提示されない限り、NOTAP法に基づき登録可能な契約または協定に基づき履行すべき何らかの支払いに関し、ナイジェリアにおいて中央銀行（CBN）や国内の銀行を介してナイジェリア国外の債権に対し支払いを履行してはならない。これに関し、登録証書（NOTAPへの登録証明）は、ナイジェリアの銀行を介したオフショア送金の承認を得るための必須要件であり、協定に基づきオフショア企業に履行すべき支払いを、銀行を介して公式レートから自由に送金保証を与えていることに留意する。

3.5 電子資本導入証書（「eCCI」）

外国人投資家が投資を目的としてナイジェリアへの外国通貨の送金を望む場合、eCCIが求められる。資金が認可取引業者（ナイジェリア中央銀行（CBN）により認可取引業者として活動することを認可された銀行）を介して持ち込まれる限りにおいて、投資家に対しCCIが発行される。eCCIは、ナイジェリアの会社への投資に関連して一旦取得されると、以下の項目に関して受取人である外国人投資家に生じた、当該eCCIの対象となる投資収益の自由交換可能通貨による本国への送金を保証する。

CCIは、下記に関連する資金の無条件の外国送金を保証する。

- (i) 投資に起因する配当または利益（すべての税を含まない）
- (ii) 外国から融資された場合、融資処理に関する支払い
- (iii) 企業または投資に起因する何らかの利益の売却または清算時の利益（すべての税を含まない）の送金

外国資本の輸出入は、外国為替（監視およびその他の規定）法（Foreign Exchange(Monitoring and Miscellaneous Provisions) Act Cap.F34 LFN 2004）に従いCBNにより規制されている。

4. 課税および法定拠出

ナイジェリアで登記される会社は、様々な法律の対象となり、FIRS への登録および被雇用者の給与からの控除を求められる。適用法令について下記に要約する。

4.1 法人税

税務登録 - ナイジェリアで法人化されたすべての会社が FIRS に登録することを求められる。登録後、法人税の徴収を目的として会社に対し納税識別番号 (Tax Identification Number: TIN) が発行される。

法人所得税 - 法人所得税法⁷ (「Companies Income Tax Act: 以下、CITA」) の規定に従い、ナイジェリアの会社は、ナイジェリアで生じ、派生し、受領し、またはナイジェリアに持ち込まれた利益に対する法人所得税 (以下、「CIT」) ⁸を支払わなければならない。CIT の課税率は、下記のとおり会社の規模に基づく⁹。

- i. 小規模企業は CIT の支払いが免除される。小規模企業とは、年間総売上高が N25,000,000 (2,500 万ナイラ) 以下の企業を意味する。
- ii. 中規模企業は、20%の税率で CIT を支払う。中規模企業とは、年間総売上高が N25,000,000 (2,500 万ナイラ) を超かつ N100,000,000 (1 億ナイラ) 未満の企業と定義される。
- iii. 大規模企業は、30%の税率で CIT を支払う。大規模企業は、小規模・中規模に該当しない企業を意味する。

新設会社は、事業開始から 6 カ月以内に FIRS への登録および法人税を目的とした納税識別番号 (TIN) の取得が求められる。その後、新設会社は会計年度ごとに税務清算証書を取得することが求められる。税務清算証書は FIRS から取得可能である。

最低課税¹⁰ - CITA に基づき、いずれかの賦課年度における課税対象総利益が赤字となった場合、または会社の総利益の結果課税額が発生しない場合、または会社の納税額が計算された最低課税額未満である場合、当該会社は、会社の総売上高の 0.5%の最低課税額から非課税投資の収入額を差し引いた金額を支払う。

最低課税の免除 - 最低課税額を支払う義務は、下記に該当する会社には適用されない。

- i. 事業開始から 4 暦年が経過していない会社
- ii. 該当する賦課年度の総売上高が N25,000,000 (2,500 万ナイラ) 未満の会社
- iii. 農業関連の取引または事業を行う会社

⁷ Cap C21 LFN 2004 (改正)

⁸ 石油事業に従事する企業は、2004 年改正石油利益税法 (Petroleum Profit Tax Act Cap P13 LFN 2004) および 2004 年改正深海・内陸沿岸部生産分与契約法 (Deep Offshore and Inland Basin Production Sharing Contracts Act Cap D3 LFN 2004) の規定に従い石油事業から生じた利益に対し石油利益税を支払うことが求められる。

⁹ CITA 第 40 条および 2019 年財政法 (Finance Act) 第 16 条

¹⁰ CITA 第 33 条および 2020 年財政法 (Finance Act) 第 13 条

上記に基づき、新設会社に当初 4 暦年の間に、課税対象利益が存在しない場合、年度総売上高が N25,000,000 (2,500 万ナイラ) 未満であった場合には、一切の所得税を支払う責任を負わない。ただし、新設会社は、免税を申請し納税額がゼロであっても納税申告書を FIRS に提出することが求められる。

4.2 付加価値税 (VAT)

VAT は、一部の免税される場合を除き、ナイジェリアにおけるすべての商品およびサービスの提供に対し課され、支払わなければならない。現行の VAT は、課税対象商品またはサービスに対して 7.5%¹¹の税率で課されている。一般的に VAT 法¹² は、VAT 徴収の目的のため FIRS への登録と、商品またはサービスに対する VAT の徴収、FIRS への送金をすべての課税対象者¹³に求めている。

ただし、1 暦年内の売上高が N25,000,000 (2,500 万ナイラ) 以下の会社は、VAT の支払いまたは関連する申告書の提出が免除される。

新設会社は、1993 年付加価値税法 (Value Added Tax Act 1993) の規定に従い、事業開始から 6 カ月以内に FIRS に登録することが求められる。

4.3 高等教育税 (Tertiary Education Tax)

2011 年高等教育信託基金 (設立等) 法 (Tertiary Education Trust Fund (Establishment etc.) Act 2011) に基づき、ナイジェリアに登録されているすべての会社が、その課税対象利益の 2% を高等教育税として支払うことが求められる。ただし、CITA に小規模企業として定義される事業者の場合は、当該税の支払いが免除される。よって、ナイジェリアの会社の年間売上高が N25,000,000 (2,500 万ナイラ) 未満である限りにおいて、高等教育税の支払いが免除される。

4.4 PAYE (個人所得税) の義務

新設会社は、2004 年改正個人所得税法 (Personal Income Tax Act Cap.P8 LFN 2004) に基づく源泉徴収規制 (Pay As You Earn (「PAYE」) Regulations) に従い、その被雇用者の所得からの個人所得税 (「Personal Income Tax: 以下、PIT」) の控除および送金ならびに関連税務当局への支払いを目的として、該当する州税務当局に登録することが求められる。雇用主は、給与の支払いの翌月の 10 日までに個人所得税を送金することを求められる。

PIT は、通常、個人が居住している州の歳入局 (State Internal Revenue Service) に支払うものとする。加え、特定の個人 (例: ナイジェリアにおいて所得または利益を得るナイジェリア国外居住者) も、FIRS に PIT を支払わなければならない。

¹¹ 2019 年財政法第 34 条

¹² Cap V1, LFN 2004

¹³ 付加価値税法第 46 条 - 課税対象者には、個人または個人の集団、家族、単独法人、被信託人、遺言執行者または所定の場所で経済的活動を行う者、取引または事業により有形もしくは無形の財産から収益を得る目的で当該財産を利用する者、または政府の立場で活動する政府の役人もしくは代理機関が含まれる。

4.5 年金基金への拠出

2014 年年金改革法（Pension Reform Act）第 64 号は、拠出型年金制度を確立することを、15 名以上の被雇用者を有するすべての会社に求めている。ただし、“2014 年年金改革法の規定の遵守”に関して 2014 年 9 月に全国年金委員会（National Pension Commission）（以下、PRA の管理に責任を負う機関）により発行された通達では、3 名以上の被雇用者を有する雇用主に対し PRA が適用されるようになった。

上記制度に基づき、雇用主は、各被雇用者の毎月の基本給与、住宅手当および通勤手当の合計額（月次報酬）から少なくとも 8%の率で控除し、翌月の 7 営業日目までに被雇用者の退職貯蓄口座（「retirement savings account: RSA」）に支払うことが求められる。雇用主は、少なくとも被雇用者の月次報酬の 10%を拠出し、同様に被雇用者の RSA に支払うことが求められる。

4.6 産業教育基金（以下、「ITF」）

2004 年改正産業教育基金法（Industrial Training Fund Act Cap.I9 LFN 2004）は、組織内に 5 名以上の被雇用者を有する、または被雇用者が 5 名未満であるが、年間売上高が N50,000,000.00（5,000 万ナイラ）以上のすべての雇用主に、各暦年についてその合計年次給与の 1%を ITF に拠出することを求めている。

4.7 国民社会保険信託基金（National Social Insurance Trust Fund : NSITF）への拠出

2010 年被雇用者補償法（Employees' Compensation Act 2010）は、国民社会保険信託基金管理委員会（National Social Insurance Trust Fund Management Board）により管理されている被雇用者補償基金（Employees Compensation Fund : 以下、ECF）にその合計月次給与の 1%を拠出することをすべての雇用主に求めている。ECF への拠出金は、雇用に起因するまたは職務執行過程に生じた死亡、傷害、疾病または障害に関して被雇用者（またはその被扶養者）を補償するために使用される。

4.8 国家住宅建設基金（National Housing Fund: NHF）

2004 年国家住宅建設基金法（National Housing Fund Act Cap.N45 LFN 2004）は、少なくとも毎月 N3,000.00（3,000 ナイラ）の基本給与を得る被雇用者を雇用しているすべての雇用主に、国家住宅建設基金への被雇用者拠出金として、当該被雇用者の月次給与の 2.5%を控除することを求めている。

4.9 国民健康保険制度（National Health Insurance Scheme）

国民健康保険制度（以下、「NHIS」）は、NHIS 法¹⁴に基づき設立された。これにより、10 人以上の被雇用者を有する雇用主は、社会健康保険プログラムに加入することが求められる。本プログラムに基づき、被雇用者の医療機関受診等といった健康管理に関する支払いは、

¹⁴ Cap N42 LFN 2004

被雇用者および雇用主の共同拠出金により創出された資金から行われる。NHISに基づき、雇用主は被雇用者の基本給与の少なくとも10%、被雇用者は5%を拠出する。雇用主は、NHISに自身およびその被雇用者の登録、ならびに指定の健康維持機構に拠出金を送金することを求められる。

4.10 源泉徴収税（「Withholding Tax：以下、WHT」）

ナイジェリアの会社は、通常の事業過程における販売を除き、配当、利息、賃料およびロイヤルティの支払い、装置、自動車、工場および機械の賃貸、委託料、専門家報酬、建築、建設およびその他関連活動、ならびにあらゆる種類の契約および代理店契約等の特定の取引に関して、履行された支払いからWHTを控除し、FIRS（法人への支払いに関する場合）または該当する州の税務当局（個人への支払いに関する場合）に送金することが求められる。適用されるWHT率は、取引の形態に応じて5%~10%の間で設定される。WHTは、ナイジェリアにおける所得税納税義務として適用される。

サービスや活動に適用されるWHT率

サービス	企業	個人
配当	10%	10%
利息	10%	10%
賃料	10%	10%
ロイヤルティ	10%	10%
通常事業での販売を除く、すべての種類の契約およびエージェント店契約	5%	5%
建築、建設およびそれに関連するすべての活動	5%	5%
コンサルタント、委託、技術、管理、その他専門家に対する報酬	5%	5%

配当、利息およびロイヤルティが、ナイジェリアと二重課税防止条約を締結している国（例：イギリス、オランダ等）の法人居住者に支払われる場合、当該支払いに対するWHT率は7.5%に引き下げられる。個人の場合、配当および利息は7.5%に、ロイヤルティは5%に引き下げられる。

4.11 キャピタルゲイン税（「CGT」）

権利、負債、無体財産、ナイジェリア通貨以外の外国通貨、のれん、著作権、建物、動産、ベンダーにより創出された何らかの資産等、課税対象資産の処分により生じた利得に対して、10%のキャピタルゲイン税（以下、CGT）が適用される。ただし、個人の株券、株式および

ナイジェリア政府証券、生命保険契約、主たる居住場所または住居の処分により生じた利得を含む一定の利得については免除される。

4.12 印紙税

多くの種類の商業文書および法的文書について、納税を示す印紙を貼付しなければならない。納税額は固定額の場合と、譲渡される資産の価値、対価の金額または保証金額等に応じて課される場合とがある。印紙の貼付が求められる契約書に印紙が貼付されていない場合、当該契約書はナイジェリアの民事訴訟において証拠として認められない。

5. 雇用／移民承認

登記済み新設会社により雇用される外国人は、下記の手順を経ることが求められる。

5.1 短期就労許可（「Temporary Work Permit: 以下、TWP」）／電子ビザ - 申請／延長

短期就労許可は、通常、個人または企業による招聘に基づき、特定の事業への従事を目的として、90日間与えられる。TWPは、外国人割当（Expatriate Quota）の承認が与えられるまで利用できる。ナイジェリアで就労する個人を招聘する企業は、税務清算証書とともに当該企業のプロフィールを提出しなければならない。

5.2 正規化対象（Subject to Regularisation : 「STR」）ビザ

本ビザは、ナイジェリアで登記されている企業が所有する、有効な外国人割当に基づいて、当該企業に就労しようとする申請者が取得する。申請者は、本ビザを取得した後、居住労働許可証（Combined Expatriate Residence Permit and Alien's Card: CERPAC）を申請し取得することで労働資格は正規化される。

5.3 居住労働許可証（Combined Expatriate Residence Permit and Alien's Card : 以下、CERPAC）

有効な外国人割当に基づきナイジェリアで雇用され、STRビザで入国した外国人は、本許可証の取得を必要とする。CERPACは、保有者がその配偶者や子どもを被雇用者の被扶養者として代理するために必要なすべての許可を申請し取得することを可能にする。

STRビザおよびTWPのみが、ナイジェリアで労働する権利を外国人に与えるビザである。一方CERPACは、居住者としての資格を個人に与えるものである。

上記の移民承認手続きに関しては、法律事務所その他の手続代行事務所を通して申請を行う。

6. 商標登録

商標登録局に申請した商標登録について、その取得したライセンスに関連する問題が生じる場合がある。特別な場合を除き、通常は現地パートナーの名称でなく自社の名称において登録を完了させるべきである。

7. 石油部門の承認

7.1 2021年石油産業法 (Petroleum Industry Act 2021)

2004年石油法 (Petroleum Act 2004) を廃止するため、2021年8月16日にナイジェリア連邦共和国大統領により同意および署名され法制化された 2021年石油産業法 (以下、「PIA」) は、石油ガス産業の民間・公共部門および株主に影響を与える事項について多数の規定を定めている。

石油産業法は、ナイジェリア石油産業の法律、統制、規制および財務上の枠組、石油産業の上流、中流および下流部門のホストコミュニティの設立および開発ならびにその他関連事項に関して定めるために制定された。石油ガス部門の上流および下流部門の活動を専門とする新たな規制当局として、ナイジェリア上流規制委員会 (Nigerian Upstream Regulatory Commission : NURP) およびナイジェリア中流・下流石油規制当局 (Nigerian Midstream and Downstream Petroleum Regulatory Authority : NMDPRA) が設立された。これらの機関は、現在廃止されている石油資源局 (Department of Petroleum Resources : DPR)、石油安定化基金 (Petroleum Equalisation Fund : PEF) および石油製品価格規制機関 (Petroleum Products Pricing Regulatory Agency : PPPRA) を代替する機関となる。PIAの規定は強固であり、上流および下流の石油ガス部門における活動は、上記機関からのライセンスが必要とされる。

規制当局からのライセンスは、実施される具体的な活動に応じて発行される。PIAは、ライセンスおよび許可を供与、更新、変更、延長または剥奪する権限を規制当局に与えている¹⁵。以前の体制においては権限が主に大臣に与えられていたことを鑑みると、本改革は前向きな発展といえる。規制当局から適切なライセンスまたは許可を取得しない限り、下流部門の石油・ガスおよび石油製品の事業に関する一定の活動を行うことはできない。

7.2 共同資格制度 (Joint Qualification System) への登録

石油・ガス産業においてサービスを提供するすべての会社は、2010年ナイジェリア石油・ガス産業コンテンツ発展法 (Nigerian Oil and Gas Industry Content Development Act 2010) に基づき設立された共同資格制度 (以下、「JQS」) に登録することを求められる。JQSの管理に責任を負うナイジェリアコンテンツ発展・監視委員会 (Nigerian Content Development & Monitoring Board) は、石油・ガス産業においてサービスを提供しようとするすべての企業の必須条件として、当該会社に事前に資格を与え、データベースに分類されることで、入札公告の基盤を形成する。

¹⁵ 第111条(1) - 本規定は、精油所の設立には適用されない。

8. 商標登録

商標権の申請は、1 件あたり約 1,400 ドル（専門家報酬および公的手数料を含む）と見積もられる。

内訳：

a) 政府申請料金：	\$100.85
b) ブロマイドネガの作成、 商標の提示、文書作成、 ファックス、秘書業務、 宅配に関する費用 アブジャへの行程相当輸送費 その他雑費	\$100.00
c) 専門家報酬	\$1000.00
d) 証書発行時の調印料	\$200.00
合計：	\$1,400